

子ども・子育て支援金分保険料のお知らせ(お願い)

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、当国保組合の諸事業にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年4月から「子ども・子育て支援金制度」が始まります。この制度は、こども未来戦略の「加速化プラン」における少子化対策を強化するために、全世代・全経済主体で子どもや子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。

国は、少子化対策の財源の確保を目的に医療保険者へ18歳以上の被保険者から子ども・子育て支援金の徴収を義務付けました。これを踏まえて、令和8年4月から子ども・子育て支援金分保険料(以下、支援金分保険料)を新設し18歳以上の被保険者の方から1人当たり月額400円のご負担をお願いすることになりました。この支援金分保険料は、従来の保険料(基礎保険料(医療給付費分)、後期高齢者支援金等保険料、介護納付金保険料)とあわせてお支払いいただきます。国に代わりお預かりしました支援金分保険料は、子ども・子育て支援納付金として国に納付をいたします。

また、従来の保険料及び75歳以上の後期組合員保険料は、現行のまま据え置いてまいります。

このことは、第182回通常組合会にて承認され、令和8年度保険料は下記のとおりとなりましたのでお知らせいたします。

被保険者のみなさまには、制度の趣旨をご理解のうえ、何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 令和8年4月分保険料から

子ども・子育て支援金分保険料【18歳以上の被保険者に賦課されます】

月額保険料 1人当たり 400円

※18歳以上の被保険者とは

毎年4月1日時点で年齢が18歳以上の方を指します。

4月2日以降に18歳になる方は翌年4月からご負担いただきます。

2. 基礎保険料（医療給付費分） 【全ての被保険者に賦課されます】

月額保険料 現行のまま据え置いてまいります。

(現行)	事業主組合員	19,400円
	従業員組合員	10,800円
	家族	6,700円

3. 後期高齢者支援金等保険料 【全ての被保険者に賦課されます】

月額保険料 現行のまま据え置いてまいります。

(現行) 3,600円

4. 介護納付金保険料 【40歳～64歳の被保険者に賦課されます】

月額保険料 現行のまま据え置いてまいります。

(現行) 4,400円

- 75歳以上の後期高齢者組合員保険料は、現行の300円のまま据え置いてまいります。



— 健康をとおして長いおつきあい —

東京食品販売国民健康保険組合